四の二　航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体又は準軌道用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの

四の三～十の二　［略］

十一　次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ・ロ　［略］

ハ　超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

十二～二十　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの

イ　電波の吸収材として使用するように特に設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないものを除く。

（一）　磁性を有していない繊維状の吸収材

（二）　磁気損失により電波を吸収するものでないものであって、入射面が平面状でない吸収材

（三）　平面状の吸収材であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　次のいずれかに該当するものからなるもの

一　炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いた材料又は有機物を用いた材料であって、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ　［略］

四の二　航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体又は準軌道用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの

四の三～十の二　［略］

十一　次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ・ロ　［略］

ハ　ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するために設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

十二～二十　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの

イ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないものを除く。

（一）　磁性を有していない繊維状のもの

（二）　磁気損失により電波を吸収するものでないもの（板状のものを除く。）

（三）　板状の吸収材であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　次のいずれかに該当するものからなるもの

一　炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いたもの又は有機物を用いたものであって、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ　［略］

二　セラミックを用いた材料であって、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ　［略］

2・3　［略］

（四）　焼結したフェライトからなる平面状の吸収材であって、次の1及び2に該当するもの

1・2　［略］

（五）　連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された平面状の吸収材であって、密度が〇・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの

ロ　近赤外線の吸収材として使用するように特に設計したものであって、波長が八一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの

ハ　［略］

三～十一　［略］

第十八条　［略］

2・3　［略］

4　外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）とする。

［削る］

二　セラミックを用いたものであって、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ　［略］

2・3　［略］

（四）　焼結したフェライトからなる板状の吸収材であって、次の1及び2に該当するもの

1・2　［略］

（五）　連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された板状の吸収材であって、密度が〇・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの

ロ　電波の吸収材として使用するように特に設計したものであって、波長が八一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの

ハ　［略］

三～十一　［略］

第十八条　［略］

2・3　［略］

4　外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）

二　金属の加工を行うためのデータであって、次のいずれかに該当するもの

イ　アルミニウム合金、チタン合金又は超合金の超塑性成形による加工に係るものであって、加工材料の表面処理、歪率、温度又は圧力に係るもの